

情報公開審査会諮問書

太 町 民 第 107 号
平成 28 年 5 月 25 日

太子町情報公開審査会
会長 中 野 二 郎 様

兵庫県太子町長 北 川 嘉 明



太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第7条第1項の決定に対し、次のとおり不服申立て（異議申立て）がありましたので、条例第22条の規定により諮問します。

1. 公文書を特定する 事項又は内容	住民票（除票）の閲覧制限仮申請のやり取り記録
2. 不服申立て（異議 申立て）に係る決定 の内容	平成 28 年 2 月 19 日付太町民第 1518 号の 1 による公文書非開示決定処分 (理由) 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例第 8 条第 1 号及び第 7 号に該当 閲覧制限に係る仮支援の相談記録には、「個人情報」（個人の生活に関する情報）が記録されているとともに、住民基本台帳事務における支援措置申出に係る行政文書は法令の主旨、目的から開示することができない情報であるため。
3. 不服申立て（異議 申立て）の日	平成 28 年 4 月 8 日
4. 不服申立て（異議 申立て）の趣旨及び 内容	(異議申立ての趣旨) 公文書非開示決定処分を取り消す、との決定を求める。 (理由) 公文書非開示決定処分を受け、なお納得が出来ない為 警察に相談に行き話をした内容では、閲覧制限がかかるのはおかしいと言われた。 また、県庁によれば、閲覧制限について、その必要性の確認を実施している市町村もあるとのことだが、太子町では取り扱ってもらえない。 夫婦喧嘩であるにもかかわらず支援措置（閲覧制限）が決定しており、法の趣旨と違うのではないかと。
5. 所 管 課	生活福祉部 町民課
6. 備 考 (添付資料等)	☒ 不服申立書 ☒ 公文書及び個人情報開示請求書の写し ☒ 公文書及び個人情報開示請求に対する決定通知書の写し ☒ 当該不服申立ての対象となった公文書及び特定事項の写し